

農業王国北海道で 行政書士として

ハンターを目指す若者を応援しよう！



日本の食糧自給率は、長期的に低下の一途を辿っています。農林水産省によると、昭和40年度には73%あった自給率(カロリーベース)が、令和2年度には37%まで落ち込みました。特に、大都市圏での減少が顕著で、都道府県別では、東京が0%、大阪が1%など危機的な状況になっています。私たち北海道はどうかというと、都道府県別首位の216%を記録し、日本の食を支える一大生産拠点になっています。

そんな農業王国北海道にも悩みがあります。広大な農地を擁する反面、鳥獣による農作物の被害は深刻な状況で、駆除にあたるハンターは、高齢化の一途を辿っています。一方、狩猟体験ツアーが盛んになったり、わな猟免許を持つ女子校生を主人公にした漫画が人気を博するなど、狩猟への関心は高まりつつあります。

ハンターへの道のりは長く、書類集めと手続きの連続で、慣れない方にとっては高いハードルになります。そうとなれば行政書士の出番。農業王国北海道でハンターを目指す若者を手続きの面で応援しましょう！

1. 野生鳥獣による農林業の被害

野生鳥獣による被害額は、令和2年度で50.3億円と、平成28年度から増加傾向にあります。(資料1参照) 振興局別では、被害額は多い順に、①釧路 ②十勝 ③上川で、この上位3振興局で全体の5割を超えています。また、鳥獣別では、①エゾシカ ②カラス ③ヒグマ ですが、エゾシカの被害だけで全体の8割を占めています。

明治初期には絶滅寸前だったエゾシカは、保護政策により個体数を回復し、やがては農林業に無視できない被害を与えるようになりました。これに対し北海道は、平成10年に道東地域エゾシカ保護管理計画を策定、平成26年に北海道エゾシカ対策推進条例を制定して、個体数管理を行うなどの基本方針を定めました。また、平成22年10月から、毎月第4火曜日を

「シカの日」(第4の「シ」+火曜日の「カ」と定めてのPR活動や、エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業として、食肉や皮革の利活用の実証実験を行うなど、いわゆる「ジビエ政策」を積極的に推進しています。(会報誌No.342 2020年秋号の特集記事「これからのエゾシカ有効活用について」もご参照ください。)

資料1 野生鳥獣による被害金額の推移(振興局別) (海獣類被害を除く) 単位:百万円

	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
空知	185	164	187	171	234
石狩	77	78	102	109	121
後志	63	94	101	116	157
胆振	258	242	256	317	266
日高	456	498	478	485	465
渡島	41	50	43	46	55
桧山	6	22	28	20	78
上川	345	407	471	459	630
留萌	39	36	44	44	52
宗谷	47	53	58	64	41
オホーツク	545	514	522	465	513
十勝	657	685	656	632	706
釧路	1,292	1,266	1,343	1,283	1,246
根室	662	640	584	493	372
計	4,675	4,749	4,873	4,704	5,036

(北海道鳥獣関係統計令和2年度版より)



2. 北海道の狩猟者事情

北海道の狩猟者数は、数字上は微増傾向ですが、年齢構成を見ると70歳以上の層での増加が目立ちます。(資料2参照) また、狩猟税(毎年猟に出る際に支払うもの)の統計からは、平成30年度には5,018万円あった納税額が、令和2年度に4,161万円に落ち込んでいて、全体の活動量が低下していることが伺えます。

ハンターの育成は、長期的かつ広い視点で考えなければなりません。なぜなら、ヒグマやエゾシカなどの大型獣の狩猟に有効な、威力、精度、有効射程距離に優れたライフル銃を所持するには、原則として散弾銃を継続して10年以上所持することが要件だからです。そして、これには、技術の維持(狩猟免許更新の際の射撃教習での検査)や猟銃や弾薬の日常的な管理(厳重に管理しないと猟銃所持許可が取り消しになる)、それに掛かる費用が必要のため、個人頼みでは限界があり、周囲の協力や施策が求められるところです。



資料2 エゾシカによる農林業被害額(振興局別) 単位:百万円

	H28年度	H29年度	H30年度	令和2年度の被害額が1億円を超える市町村
空知	120	119	152	
石狩	53	46	49	
後志	71	82	123	
胆振	185	238	210	
日高	448	462	440	
渡島	18	28	43	新ひだか町
桧山	12	8	46	
上川	360	356	458	
留萌	38	39	45	士別市、富良野市
宗谷	28	37	22	
オホーツク	404	357	485	
十勝	461	483	523	
釧路	1,160	1,127	1,165	釧路市、浜中町、標茶町、白糖町
根室	499	415	308	根室市
計	3,858	3,797	4,068	

(北海道鳥獣関係統計令和2年度版より)

資料3 狩猟免許交付状況

	H30年度	R元年度	R2年度
18~19歳	23	11	7
20~29歳	1,347	1,198	1,137
30~39歳	1,537	1,647	1,683
40~49歳	2,099	2,180	2,254
50~59歳	2,035	1,924	1,905
60~69歳	2,724	2,520	2,384
70~79歳	1,815	2,096	2,169
80歳以上	242	331	380
合計	11,822	11,907	11,919

令和2年度鳥獣関係統計(北海道版)より

3. ハンターになるには?

ハンターと聞いて、どんな姿を思い浮かべるでしょうか? 銃を構えて獲物を仕留める姿でしょうか? 実は、ハンターになるには、長い道のりがあるのです。というのも、「銃を構える」ことは銃刀法(銃砲刀剣類所持等取締法)で、「獲物を仕留める」ことは鳥獣保護管理法(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)で、それぞれ原則的に禁止されているので、多くの手続きが必要になるからです。(資料4参照)

4. ハンター育成の取り組み

鳥獣被害に悩まされている自治体の中には、ハンターになる手助けをしてくれるところもあります。

地域おこし協力隊の募集では、令和3年度は、三笠市では、ヒグマやエゾシカの駆除、ジビエや農業被害対策の調査・研究のため、第一種狩猟免許を保有する意思があり、地元猟友会に入会できる人物の募集が、喜茂別町では、農作物への鳥獣被害対策強化のため、狩猟免許を保有(わな猟免許は必須、猟銃免許は望ましい)する人物の募集が、それぞれありました。さらに、2016年度まで遡れば、浦臼町、本別町、西興部村、留寿都村、沼田町などで、鳥獣被害対策にあたる地域おこし協力隊の募集が行われています。(会報誌No.343 2021年新春号の特集記事「過疎地を活性化させる地域おこし協力隊!」もご参照ください。)

また、近年では、余市町、占冠村、芽室町などで、ハンターになる費用の一部を助成する仕組みが設けられたことがあります。さらに、稚内市では、令和3年に技術者育成事業の一環として、地元の猟友会と連携して講習会が開催されました。

資料2 ハンターへの道のり

1 狩猟免許の取得

(1) 流れ

狩猟免許試験の申請	5,200円	別途、医師の診断書約 3,000 円、住民票数百円
予備講習の受講申込	8,250円から	講習受講は任意。北海道猟友会主催
予備講習の受講		(同上)
狩猟免許試験の受験		



(2) 受験資格 次のいずれにも該当しない者

(1)	試験日において、18歳に満たない者（網猟免許及びわな猟免許） 試験日において、20歳に満たない者（第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許）
(2)	精神障害又は発作による意識障害をもたらす、その他狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気がかかっている者
(3)	麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
(4)	自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者
(5)	鳥獣保護管理法又は同法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
(6)	鳥獣保護管理法第52条第2項第1号の規定により狩猟免許を取り消された者は、その取り消しの日から3年を経過しない者

(参考：北海道HP)

(3) 狩猟免許試験の内容

知識試験	法令や狩猟免許制度等に関する知識 (鳥獣保護管理法、銃刀法、火薬類取締法、地方税法、電波法)	
	猟具の種類や取り扱い等に関する知識	
	狩猟鳥獣や狩猟鳥獣と誤認されやすい鳥獣の生態等に関する知識	
	個体数管理の概念等、鳥獣の保護管理に関する知識	
適性試験	視力	わな猟・網猟で原則両眼0.5以上 第一種、第二種銃猟で原則両眼0.7以上、片眼0.3以上
	聴力	10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること ※補聴器の使用が可能
	運動能力	四肢の屈伸、挙手及び手指の運動等が可能であること ※補助具の使用が可能
技能試験	鳥獣判別	
	猟具の取り扱い	
	目測（第一種銃猟・第二種銃猟のみ試験を実施）	

(参考：環境省HP「狩猟ポータル」より)

2 猟銃の所持

講習会の受講申込	6,800円	手数料
講習受講		審査あり
教習認定申請	8,900円	空気銃の場合は不要
猟銃用火薬類等譲受許可申請	2,400円	空気銃の場合は不要
猟銃用火薬類（実包）譲受	実費	空気銃の場合は不要
射撃教習受講	約30,000円	審査あり。空気銃の場合は不要
猟銃・空気銃所持許可申請	10,500円	
猟銃・空気銃譲受	実費	中古品約3万円から。新品約30万円から
猟銃・空気銃確認		警察署に持参
ガンロッカー、装弾ロッカーの用意	約4,000円から	

(参考：環境省HP「狩猟ポータル」)

3 狩猟者登録

狩猟者登録申請	1,800円	手数料
狩猟税	5,500円から	狩猟免許の種類や個人道民税の課税状況による
損害賠償保険への加入	約15,000円から	保険金額が3,000万円以上であること

(参考：環境省HP「狩猟ポータル」)

5. まとめ

北海道におけるハンターの育成は急務ですが、鳥獣の捕獲も猟具の所持も原則的に禁止された行為であり、厳重な規制が社会的に要請されているため、ハンターになる前も、なつてからも、多くの手続きがついて回り、「誰でも簡単に」とはいかないのが現実です。ハンターへの興味を持ちながらも手続きの煩雑さに辟易してしまっている人や、やっとの思いで手にした猟銃許可を、ついうっかりの法令違反で取消になってしまった人は、少なからずいることでしょう。

そこで、数多の法令を調査して、かみ砕いて伝える存在が求められます。そうすることによって、ハンターを目指すことへの心理的・実務的なハードルを下げ、法令順守を促し、ひいては効率的かつ効果的な狩猟に関する行政が実現すると考えます。

みなさまの周りでハンターを目指そうとする方がいらっしゃいましたら、是非お力になってあげてください。

● 農業王国北海道でハンターを目指す若者を応援しよう！

